

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例をここに公布する。

平成19年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第78号

企業立地の促進等のための集積区域における県税の課税免除に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第15条第2項に規定する承認企業立地計画に従って法第20条の規定により定められた特定事業のための施設（以下「対象施設」という。）を法第9条第1項の同意基本計画において定められた集積区域（以下「同意集積区域」という。）内に設置した事業者（法第20条の規定により定められた指定集積業種に属する事業を行う者に限る。以下同じ。）に対する県税の課税免除に関し必要な事項を定めるものとする。

(県税の課税免除)

第2条 法第5条第5項の規定による産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が平成21年3月31日以前であるものに限る。以下「同意の日」という。）から起算して5年以内に、同意集積区域内において対象施設を設置した事業者について、次の各号に掲げる県税のうち、当該各号に定める額の課税を免除する。

- (1) 不動産取得税 当該対象施設の用に供する家屋（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）又はその敷地である土地の取得（同意の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する税額
- (2) 固定資産税 当該対象施設の用に供する構築物（当該対象施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）のうち大規模の償却資産（同意の日以後に取得したものに限り。）に対して市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度間において当該償却資産に対して県が課する税額

(課税免除の申請手続)

第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限）までに、不動産取得税の場合にあつては当該不動産の所在地を管轄する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）に、固定資産税の場合にあつては知事に提出しなければならない。

- (1) 不動産取得税 当該課税免除の適用を受けようとする者が個人である場合にあつては前条第1号に規定する家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人である場合にあつては同号に規定する家屋又はその敷地である土地を対象施設の用に供した日の属する事

業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限

(2) 固定資産税 当該課税免除の適用を受けようとする者が個人である場合にあっては前条第2号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する年の3月15日、法人である場合にあっては同号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限

(課税免除の決定及び通知)

第4条 知事又は局長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その申請内容について調査し、課税免除の可否を決定するものとする。

2 知事又は局長は、前項の決定をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(他の条例との関係)

第5条 第2条の規定により課税免除の適用を受けた対象施設については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

2 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(昭和45年岩手県条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、<u>個人の事業税、法人の事業税及び不動産取得税の場合にあっては当該各税の申告期限(法人の事業税については、確定申告の期限)までに、固定資産税の場合にあっては毎年1月末日までにその課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局又は地方振興局の長(固定資産税にあっては、知事。以下「局長等」という。)</u>に提出しなければならない。</p>	<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、<u>次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限(当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあっては、規則で定める期限)までに、課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局又は地方振興局の長(固定資産税にあっては、知事。以下「局長等」という。)</u>に提出しなければならない。</p> <p><u>(1) 個人の事業税 前条第1号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る個人の事業税の申告の期限</u></p> <p><u>(2) 法人の事業税 前条第2号の規定に基づき課税免除の適用を受けよう</u></p>

(課税免除の決定及び通知)  
第4条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(農村地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

3 農村地域における県税の課税免除に関する条例(昭和46年岩手県条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、<u>個人の事業税、法人の事業税及び不動産取得税の場合</u>にあつては当該各税の申告期限(法人の事業税については、確定申告の期限)までに、<u>固定資産税の場合</u>にあつては毎年1月末日までに課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局又は地方振興局長(固定</p>	<p>(課税免除の申請手続)</p> <p>第3条 前条の規定により課税免除の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、<u>次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限(当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあつては、規則で定める期限)</u>までに、課税免除の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局又は地方振興局長(固定資産税にあつては、知事。以下「局長</p>

とする税額に係る法人の事業税の確定申告の期限

(3) 不動産取得税 当該課税免除の適用を受けようとする者が個人である場合にあつては設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人である場合にあつては設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限

(4) 固定資産税 当該課税免除の適用を受けようとする者が個人である場合にあつては前条第4号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する年の3月15日、法人である場合にあつては同号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限

(課税免除の決定及び通知)

第4条 [略]

(他の条例との関係)

第5条 第2条の規定により課税免除の適用を受けた設備については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。

資産税にあっては、知事。以下「局長等」という。)に提出しなければならない。

等」という。)に提出しなければならない。

(1) 個人の事業税 前条第1号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る個人の事業税の申告の期限

(2) 法人の事業税 前条第2号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る法人の事業税の確定申告の期限

(3) 不動産取得税 当該課税免除の適用を受けようとする者が個人である場合にあっては適用対象設備を事業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人である場合にあっては適用対象設備を事業の用に供した日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限

(4) 固定資産税 当該課税免除の適用を受けようとする者が個人である場合にあっては前条第4号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する年の3月15日、法人である場合にあっては同号の規定に基づき課税免除の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限

(課税免除の決定及び通知)

第4条 [略]

(課税免除の決定及び通知)

第4条 [略]

(他の条例との関係)

第5条 第2条の規定により課税免除の適用を受けた適用対象設備については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)

4 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成11年岩手県条例第69号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(県税の不均一課税)	(県税の不均一課税)

第2条 法第9条第10項に規定する認定基本計画の同項の規定による公表の日（当該公表の日が平成20年3月31日以前であるものに限る。以下「公表の日」という。）から起算して3年以内に、当該認定基本計画において定められた法第2条に規定する中心市街地の区域内において商業基盤施設を設置した者について、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第56条及び第117条の4の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。

(1) [略]

(2) 固定資産税 当該設置した商業基盤施設の用に供する構築物（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）のうち大規模の償却資産（公表の日以後に取得したものに限る。）を市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度間において当該償却資産に対して県が課する場合の税率は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。

[略]

（不均一課税の申請手続）

第3条 前条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、不均一課税の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の取得の日から60日以内に当該不動産の所在地を管轄する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）に、固定資産税の場合にあっては毎年1月末日までに知事に提出しなければならない。

第2条 法第9条第10項に規定する認定基本計画の同項の規定による公表の日（当該公表の日が平成20年3月31日以前であるものに限る。以下「公表の日」という。）から起算して3年以内に、当該認定基本計画において定められた法第2条に規定する中心市街地の区域内において商業基盤施設を設置した者について、次の各号に掲げる県税については、岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第56条及び第117条の4の規定にかかわらず、当該各号に定めるところにより不均一の課税をする。

(1) [略]

(2) 固定資産税 当該設置した商業基盤施設の用に供する構築物（当該商業基盤施設の用に供する部分に限るものとし、事務所等に係るものを除く。）のうち大規模の償却資産（公表の日以後に取得したものに限る。）に対して市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度間において当該償却資産に対して県が課する場合の税率は、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める率とする。

[略]

（不均一課税の申請手続）

第3条 前条の規定により不均一課税の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、不均一課税の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限（当該期限により難いものとして規則で定める場合にあっては、規則で定める期限）までに、不動産取得税の場合にあっては当該不動産の所在地を管轄する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）に、固定資産税の場合にあっては知事に提出しなければならない。

(1) 不動産取得税 当該不均一課税の適用を受けようとする者が個人である場合にあっては前条第1号に規定する家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人である場合にあっては同号に規定する家屋又はその敷地である土地を商業基盤施設の

<p>(不均一課税の決定及び通知)</p> <p>第4条 [略]</p>	<p><u>用に供した日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限</u></p> <p>(2) <u>固定資産税 当該不均一課税の適用を受けようとする者が個人である場合にあっては前条第2号の規定に基づき不均一課税の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する年の3月15日、法人である場合にあっては同号の規定に基づき不均一課税の適用を受けようとする税額に係る固定資産税の賦課期日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限</u></p> <p>(不均一課税の決定及び通知)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>(他の条例との関係)</u></p> <p>第5条 <u>第2条の規定により不均一課税の適用を受けた商業基盤施設については、他の条例の規定による課税免除又は不均一課税の適用を受けることができない。</u></p>
--------------------------------------	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(特定区域における産業の活性化に関する条例の一部改正)

5 特定区域における産業の活性化に関する条例（平成18年岩手県条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課税免除等の申請手続)</p> <p>第8条 前3条の規定により県税の課税免除<u>及び</u>不均一課税（以下「課税免除等」という。）の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除等の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、<u>第5条第2項又は第6条第2項の申告書の提出期限まで</u>(課税免除等が不動産取得税の課税免除に限られる場合にあっては、個人にあっては特例対象設備を製造業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日まで、法人にあっては特例対象設備を製造業の用に供した日の属する事業年度終了の日から2月以内)に、課税免除等の適用を受けようとする県税の課税地を所管する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>	<p>(課税免除等の申請手続)</p> <p>第8条 前3条の規定により県税の課税免除<u>又は</u>不均一課税（以下「課税免除等」という。）の適用を受けようとする者は、知事が定める様式による申請書に、課税免除等の適用があるべきことを証明するに足りる書類を添付して、<u>次の各号に掲げる税目の区分に応じ当該各号に定める期限</u>(当該期限により難しいものとして規則で定める場合にあっては、規則で定める期限)までに、課税免除等の適用を受けようとする県税の課税地を管轄する広域振興局又は地方振興局長（以下「局長」という。）に提出しなければならない。</p>

ない。

(適用除外)

第10条 第5条から第7条までの規定は、過疎地域における県税の課税免除に関する条例（昭和45年岩手県条例第32号）又は農村地域における県税の課税免除に関する条例（昭和46年岩手県条例第41号）の規定による課税免除の対象となった特例対象設備には、適用しない。

(1) 個人の事業税 第5条第1項の規定に基づき課税免除等の適用を受けようとする税額に係る個人の事業税の同条第2項の申告書の提出期限

(2) 法人の事業税 第6条第1項の規定に基づき課税免除等の適用を受けようとする税額に係る法人の事業税の同条第2項の申告書の提出期限

(3) 不動産取得税 当該課税免除の適用を受けようとする者が個人である場合にあっては特例対象設備を製造業の用に供した日の属する年の翌年の3月15日、法人である場合にあっては特例対象設備を製造業の用に供した日の属する事業年度に係る法人の事業税の確定申告の期限

(他の条例との関係)

第10条 第5条から第7条までの規定により課税免除等の適用を受けた特例対象設備については、他の条例の規定による課税免除等の適用を受けることができない。

備考 改正部分は、下線の部分である。